

公益財団法人 福井県スポーツ協会 賛助会員規程

第1条 公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という）定款第15条の賛助会員については、この規程の定めによるところによる。

第2条 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して入会した個人会員と法人会員をいう。

第3条 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会主催の主要競技会への招待
- (2) 本会発行の広報紙等の配布

第4条 賛助会員の会費は、個人会員年額1口（3,000円）以上、法人会員年額1口（10,000円）以上とし、次の第1・2項の口数とする。

(1) 個人賛助会費（年会費）

募集口数	Aランク	30団体	10口以上
	Bランク	18団体	8口以上
	Cランク	17団体	6口以上

(2) 法人賛助会費（年会費）

募集口数「別表」の全団体（65団体）1口以上

(3) 納入は、毎年6月末日までとする。

附則 この規程は、平成 元年5月23日から施行する。

附則 この規程は、平成 7年4月28日から施行する。

附則 この規程は、平成17年3月25日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月 5日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月23日から施行する。

附則 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則 この規程は、平成25年6月6日から施行する。

附則 平成30年4月1日一部改訂（第1条）

Aランク	30団体 福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、坂井市、スキー、水泳、陸上、サッカー、バレーボール、体操、バスケットボール、ハンドボール、卓球、軟式野球、柔道、ソフトボール、剣道、ラグビーフットボール、高校野球、高体連、中体連、ゲートボール、ソフトテニス、テニス、バドミントン、ゴルフ
Bランク	18団体 勝山市、南越前町、越前町、永平寺町、美浜町、高浜町、若狭町、ボート、セーリング、ホッケー、ウエイトリフティング、自転車、相撲、フェンシング、弓道、山岳、綱引、グラウンド・ゴルフ
Cランク	17団体 池田町、おおい町、レスリング、馬術、クレール射撃、ライフル射撃、カヌー、ボクシング、スケート、空手道、銃剣道、アーチェリー、なぎなた、ボウリング、少林寺拳法、アイスホッケー、トライアスロン
合計	65団体